	製綿・ふとん・網・綱、細幅織物・組ひも・レース	製綿・ふとん		従事者二十名以上のもの		二次製品月報（製綿・ふとん・網・綱、細幅織物・組ひも・レース）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
		漁網・陸上網 合成繊維網		従事者二十名以上のもの						
		細幅織物 組ひも レース生地		従事者十名以上のもの						
パルプ・紙及び紙加工品	パルプ	製紙パルプ		全部		パルプ月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
	紙	紙（手すきの紙を除く。）	新聞巻取紙 印刷・情報用紙 包装用紙 衛生用紙 雑種紙	全部		紙月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
		板紙	段ボール原紙 紙器用板紙 雑板紙	全部		板紙月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
	紙加工品	段ボール		従事者五十名以上のもの		段ボール月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
		紙おむつ		全部	経済産業大臣の指定するもの	紙おむつ月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
印刷	印刷	出版印刷 商業印刷 証券印刷 事務用印刷 包装印刷 建装材印刷 その他の印刷		従事者百名以上のもの		印刷月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
雑貨工業品	雑貨工業品	楽器	ピアノ 電子ピアノ・電子オルガン・電子キーボード類（ミニキーボードを除く。）	従事者二十名以上のもの		楽器月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
			管楽器 ギター・電気ギター		経済産業大臣の指定するもの					
		家具	金属製家具 木製家具	従事者五十名以上のもの		家具月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
		軽金属板製品（他に掲げる品目に属するものを除く。）		従事者二十名以上のもの		軽金属板製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	